○厚生労働省告示第八十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成二十年厚生労働省告示第三百八十四号）の一部を次の表のように改正し、令和七年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用し、令和五年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお、従前の例による。

令和八年三月九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
（略）	（略）			
（削る）				
（略）				
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金				
（略）				
（削る）				
（略）				
国立健康危機管理研究機構施設周辺安全対策等事業費補助金				
（削る）				

改正前

別表

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
（略）	（略）			
国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費補助金				
（略）				
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金				
（新設）				
（略）				
国立研究開発法人国立循環器病研究センター設備整備費補助金				
（略）				
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター設備整備費補助金				